

昭和56年度教育モニター募集要領 文部省

1 趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

2 仕 事

教育モニターには、次の仕事を行っていただきます。

- ① 文部省がお送りする文書にご意見などを記入し、回答していただきます。
- ② ①以外で、文教行政に対するご意見、ご要望などがある場合は、随時お送りいただきます。

3 募集人員等

500人 依頼期間 2年

(55年度に依頼した方と合わせて、教育モニターの人数は1,000人となります。)

4 応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢20歳以上の日本国民です。

ただし、次の方は応募できません。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員（ただし、校長及び教員は応募できます。)
- ③ 行政相談委員法による行政相談員
- ④ かつて文部省教育モニターであった者

5 謝 礼 等

謝礼は、依頼した事項に対する報告1回について1,500円を支払います。

また、文部広報、その他の広報資料を発行のつどお送りします。

6 申 込 先

〒960 福島市杉妻町2-16 福島県教育庁総務課広報係（電話 0245-21-1111 内線3916）

7 申込み締切日

昭和56年3月3日(火)（郵送する場合は、3月3日の消印有効です。)

8 「教育モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、直接、上記「6 申込先」で受け取るか、又は50円切手（昭和56年1月20日より郵便料金が封書60円に値上がりしますのでご注意ください。)

をはった返信用封筒（あて先明記）を同封して請求してください。

9 選考結果

昭和56年4月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

ハンドルをにぎったら必ず守ろう安全運転5則

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない